証券コード　4327

第29期定時株主総会招集ご通知

目次

第29期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
会社の現況に関する事項	3
会社の状況に関する事項	11
業務の適正を確保するための体制	16
計算書類	19
貸借対照表	19
損益計算書	20
株主資本等変動計算書	21
監査報告書	23
株主総会参考書類	25
第１号議案　剰余金の処分の件	25
第２号議案　定款一部変更の件	26
第３号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）６名選任の件	32
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件	34
第５号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件	35
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件	35

日本エス・エイチ・エル株式会社

開催日時　　平成27年12月19日（土曜日）午後１時
開催場所　　東京都中野区中野四丁目１番１号
　　中野サンプラザ13階　コスモルーム

平成27年12月４日

株　主　各　位

東京都中野区中央五丁目38番16号
日本エス・エイチ・エル株式会社
代表取締役社長　奈良　学

第29期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第29期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年12月18日（金曜日）午後５時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　　平成27年12月19日（土曜日）午後１時
2. 場　　所　　東京都中野区中野四丁目１番１号
　　中野サンプラザ13階　コスモルーム
3. 会議の目的事項
　報告事項　　第29期（平成26年10月１日から平成27年９月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件
　決議事項
　第１号議案　剰余金の処分の件
　第２号議案　定款一部変更の件
　第３号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）６名選任の件
　第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
　第５号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件
　第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（http://www.shl.co.jp/ir/ksokai/index.html）に掲載しておりますので、後記の「計算書類」には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに添付書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご了承ください。（当社ウェブサイト　http://www.shl.co.jp/）

[添付書類]

事　業　報　告

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

1．会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当事業年度（平成26年10月１日から平成27年９月30日まで）の売上高は2,279百万円（前年同期比9.8％増）となり、前年同期比203百万円の増収となりました。サービス形態別には、プロダクト売上高1,231百万円（前年同期比15.2％増）、コンサルティング売上高992百万円（前年同期比2.6％増）、トレーニング売上高55百万円（前年同期比40.3％増）であります。

当事業年度のプロダクト売上高は前年同期比で162百万円増加しました。これは、新規学卒者の総合職採用選考用の「GAB」の販売が増加したことが主な要因であります。また、コンサルティング売上高は前年同期比で25百万円増加しました。主な要因は、インターネットスクリーニングシステムである「玉手箱」の販売は低調でしたが、Webアセスメントツールである「Webテスト」及び「マークシートテスト」の顧客仕様版やヒューマン・アセスメント・サービスである各種評価代行サービスの販売が好調だったことによります。トレーニング売上高はインハウスセミナー等の受注増加により、前年同期比で15百万円増加しました。

当事業年度におきましては、各種経済政策等による緩やかな景気回復基調を背景に、主要企業の新規学卒者採用内定者数が５年連続のプラスといった報道がなされるなど雇用環境は底堅く、各企業は新規学卒者や経験者の積極的な採用活動を展開しました。そのような環境の下、当事業年度より実施された新規学卒者に対する採用選考活動に関する業界団体等の新たな自主規制（※）により、新規学卒者の採用広報及び採用選考時期が従来より延期され、かつ採用選考期間が実質的に短縮化されたことに伴い、顧客企業において、導入が比較的容易なプロダクトサービスを中心に、当社サービスが全般的に支持されたことにより、すべてのサービス形態において増収が確保できたと考えております。

当事業年度の営業利益は926百万円（前年同期比4.1％増）となりました。売上原価は384百万円（前年同期比27.7％増）となり前年同期比で83百万円増加し、販売費及び一般管理費は968百万円（前年同期比9.4％増）となり前年同期比で82百万円増加しましたが、増収により営業利益は前年同期比で36百万円の増益となりました。売上原価の増加につきましては、受注増により会場テスト提供にかかる外注費を中心に、労務費、経費ともに増加しました。販売費及び一般管理費の増加につきましては、営業部門を中心とした人員拡充等や臨時賞与による人件費及び営業事務所増床による支払家賃等や販売促進費用の増加が主な要因であります。

当事業年度の経常利益は939百万円（前年同期比5.0％増）となりました。営業利益の増益に加えて、営業外収益が14百万円となり前年同期比で８百万円増加した一方、営業外費用は前年同期とほぼ同額であったため、経常利益は前年同期比で45百万円の増益となりました。営業外収益が増加した主な要因は、ベンチャー企業向け投資事業有限責任組合への出資金に対する運用益が前年同期比で６百万円増加したことと、受取配当金を１百万円計上したことによります。

当事業年度の税引前当期純利益は939百万円（前年同期比3.6％増）となりました。特別利益が前年同期比で14百万円減少しましたが、経常利益の増益に加えて特別損失が前年同期比で１百万円減少したことにより、税引前当期純利益は前年同期比で32百万円の増益となりました。特別利益につきましては、前年同期に投資有価証券売却益12百万円を計上していたこと等、また、特別損失につきましては、前年同期にたな卸資産評価損１百万円を計上していたことが減少要因であります。

当事業年度の当期純利益は588百万円（前年同期比5.9％増）となりました。税引前当期純利益の増益に加えて法人税率等の引き下げ等により、当期純利益は前年同期比33百万円の増益となりました。

（※）業界団体等による自主規制で、学生の学事日程に配慮し、一定時期まで新規学卒者の採用広報や採用選考を開始しないように申し合わせたものであります。平成28年度以降入社の新規学卒者に対する採用選考活動に関して、経団連の「採用選考に関する指針」では、広報活動は卒業・修了年度に入る直前の３月１日（従前は卒業・修了学年前年の12月１日）以降、選考活動は卒業・修了年度の８月１日（従前は卒業・修了学年の４月１日）以降とするように定められております。

(サービス形態別の売上高内訳)

期別 / 項目	前事業年度 自　平成25年10月１日 至　平成26年９月30日		当事業年度 自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日		対前年同期増減率
	金額	構成比	金額	構成比	
	百万円	%	百万円	%	%
プロダクト	1,069	51.5	1,231	54.1	15.2
コンサルティング	967	46.6	992	43.5	2.6
トレーニング	39	1.9	55	2.4	40.3
合計	2,076	100.0	2,279	100.0	9.8

(注) 上記において使用しているプロダクト、コンサルティング、トレーニングという区分は、提供するサービスの形態別区分であります。当社は、プロダクトを使用して人材アセスメントサービスを提供するという単一事業を営むため、プロダクト生産時には、プロダクトがどのサービス形態で提供されるかは未定であり、サービスの形態別営業費用を区分して表示することは困難でありますので、売上高のみを記載しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は27,138千円であり、その主なものは、データセンタの構築によるものであります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

(会社の経営の基本方針)

当社は、「人・仕事・組織の個性を可視化するための測定ツールを提供し、測定データの適切な解釈を通して、顧客企業の生産性向上とそこで働く個々人の仕事を通しての自己実現をはかる」ことを企業理念としております。また当社は、上場会社として、資本市場を通じて資金調達の機会を得るとともに、株主に対して利益還元を行う社会的使命を有する企業であります。

この認識を踏まえ、

① 高い効率性を追求する会社
② 収益力が高くかつ成長が見込まれる会社
③ 高い専門性と良質なサービスを提供することにより、社会への貢献度の高い、顧客から尊敬される会社

となるべく、さまざまな施策に取り組んでいくことが重要であると考えております。

(会社の対処すべき課題)

当社は、従来どおり新規学卒者の採用選考における適性テストサービスを提供していくとともに、顧客企業における配属・教育・登用等の人事施策の適正化に関する各種社員ア

セスメントサービスを提供する体制をより強化し、総合的な人材アセスメントサービス企業として成長並びに収益体質の強化に努めてまいりたいと考えております。この課題に対処するため、以下の計画を推進しております。

① 人材の確保と教育

当社は、上場企業として、より質の高いサービスを、より広く提供するためには、新サービス・新システム等の開発体制、営業体制、内部管理体制の強化が不可欠と考えており、そのために、コンサルタント（営業・開発）職及びシステムエンジニア（開発）職並びに管理部門の人員増強に努めております。継続的な教育の徹底により、新入社員の早期戦力化や中堅社員の能力向上に取り組むことにより、引き続き、強固な社内体制を構築していく所存であります。

② 研究開発の推進

当社は、他社に先駆けて人材アセスメントサービス事業のインターネット化に取り組んでまいりました。インターネット技術を利用した人材アセスメントサービスは、今後ますますグローバル化していくと考えられます。当社ではこの変化に対応するために、Corporate Executive Board Company（以下、CEB社）※とのライセンス契約に基づき、CEB社がもつ多国籍言語ツールを日本国内において利用できるようにして、（CEB社の）グローバル顧客に対する利便性向上に寄与していく方針であります。

※ 従来、当社は英国のSHL Group Limited（以下、SHL社）との間でライセンス契約を締結し、SHL社の有するプロダクト、サービス、著作権、商標及びノウハウ等に関するライセンス供与を受け、国内企業向けに人材アセスメントサービスを提供しており、また、当社は、同ライセンス契約に基づきロイヤルティを支払っておりました。しかし、平成25年９月23日付で、SHL社がCEB社に統合されたことにより、当該ライセンス契約はCEB社に移管されております。なお、CEB社は、米国の人事関連の会員制アドバイザリー会社であり、世界各国で事業展開しております。CEB社の詳細につきましては、ウェブサイトをご参照ください。
http://www.executiveboard.com

(9) 財産及び損益の状況

区分	第26期 (平成24年9月期)	第27期 (平成25年9月期)	第28期 (平成26年9月期)	第29期 (当事業年度) (平成27年9月期)
売上高	1,839,248千円	1,967,520千円	2,076,131千円	2,279,185千円
当期純利益	439,300千円	552,766千円	555,597千円	588,615千円
1株当たり当期純利益	141.63円	178.21円	179.75円	195.88円
総資産	3,180,964千円	3,532,442千円	3,589,803千円	4,005,062千円
純資産	2,755,827千円	3,046,989千円	3,116,672千円	3,386,641千円

(注) 当社は平成25年4月1日付で1株を100株とする株式分割を行っておりますが、第26期（平成24年9月期）の期首に当該分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算出しております。

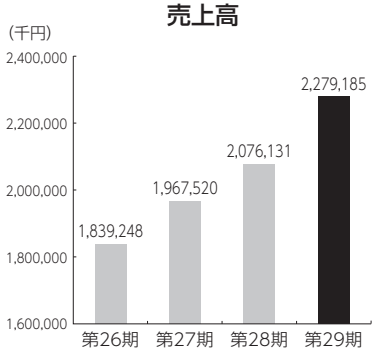

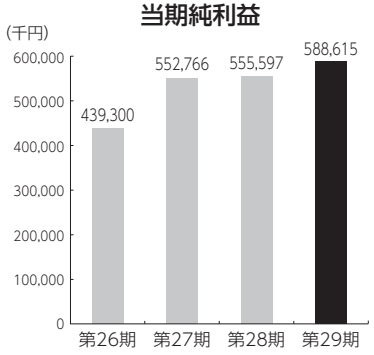

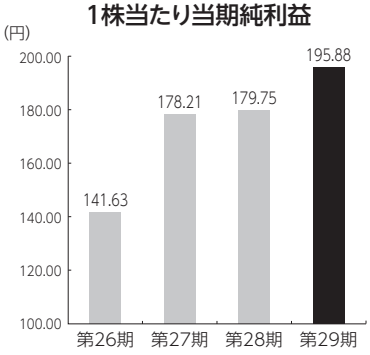

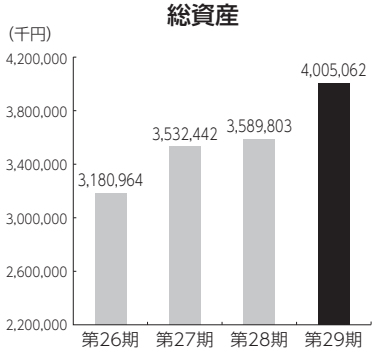

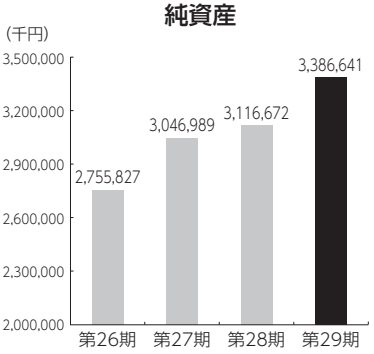

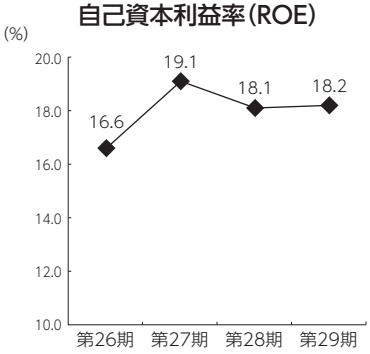

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容（平成27年９月30日現在）

① プロダクト

知的能力テスト・パーソナリティ測定ツール・意欲リソース測定ツール・マネジメント能力行動観察ツール・組織文化測定ツール等の開発と販売

② コンサルティング

企業の採用・配属・登用等における基準作成業務、企業毎のオリジナル適性テストの開発業務、管理職や社員に対する能力評価・能力開発業務

③ トレーニング

企業の人事担当者を対象とした適性テスト理論・面接技術訓練・管理職研修等に関するセミナーの開催

(12) 主要な事業所（平成27年９月30日現在）

当社の主要な事業所

本　　社	東京都中野区
新宿オフィス	東京都新宿区
大阪オフィス	大阪府大阪市中央区
名古屋オフィス	愛知県名古屋市中村区

(13) 使用人の状況（平成27年９月30日現在）

使用人数	前事業年度末比増減
76名	３名増

（注） 上記には使用人兼務取締役（３名）、臨時雇用の使用人（１名）及び時間給制のアルバイト（25名）は含んでおりません。なお、アルバイト人員数は、当社の賃金規程に定める月平均所定労働時間を基準に換算した当事業年度における平均雇用人員数であります。

(14) 主要な借入先（平成27年９月30日現在）

該当事項はありません。

（15）その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

（1）株式に関する事項（平成27年９月30日現在）

① 発行可能株式総数　11,200,000株
② 発行済株式の総数　3,023,079株
③ 株　主　数　2,177名
④ 大　株　主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
株式会社マイナビ	900,000	29.77
清水義子	400,000	13.23
清水達哉	125,000	4.13
清水直哉	100,000	3.30
WILLIAM MABEY	100,000	3.30
TRUDY MABEY	100,000	3.30
堀眞彰	47,000	1.55
新海秀治	33,500	1.10
伊波良樹	31,000	1.02
和田昌彦	31,000	1.02

⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等に関する事項

① 当事業年度末日に当社役員が有する新株予約権等の内容

	第３回新株予約権	
株主総会決議日	平成23年12月17日	
取締役会決議日	平成24年10月25日	
区分	取締役	使用人（参考）
保有者数	３名	44名
新株予約権の数	119個	422個
新株予約権の目的となる株式の数（注)	11,900株	42,200株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権１個当たりの発行価額	無償	
権利行使時１株当たりの行使価額（注)	1,523円	
権利行使期間	平成26年12月１日から 平成31年５月31日まで	
新株予約権の行使の条件	イ．新株予約権の相続は認めないものとします。 ロ．その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権引受契約」により定められております。	

（注）当社は、平成25年４月１日付で１株を100株とする株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数及び権利行使時１株当たりの行使価額は、株式分割後の数及び価額を記載しております。

② 当事業年度中に当社使用人に交付した新株予約権等の内容

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役に関する事項（平成27年９月30日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	奈良 学	株式会社マイナビ非常勤取締役
常務取締役	三條正樹	開発担当
常務取締役	中村直浩	管理担当
取締役	清田 茂	HRコンサルティングチーム１リーダー
取締役	神田貴彦	大阪HRコンサルティングチームリーダー
取締役	縄間重之	HRコンサルティングチーム２リーダー
常勤監査役	中目図南雄	
監査役	朝日義明	ジーピーシー株式会社代表取締役社長 マクニカ・富士エレ ホールディングス株式会社 社外監査役 株式会社ネプロジャパン社外監査役 株式会社カイオム・バイオサイエンス社外監査役
監査役	岡太彬訓	立教大学名誉教授、国際分類学会連合President elect

（注）1. 監査役朝日義明氏及び岡太彬訓氏は、社外監査役であります。また、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員であります。

2. 常勤監査役　中目　図南雄氏は、証券会社での企業調査の経験があり、また監査役　朝日　義明氏は、東京証券取引所での上場審査業務の経験を持ち、かつ、企業の代表取締役社長であるため、両氏ともに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役　６名　　94,770千円

監査役　３名　　14,884千円（うち社外監査役　２名　9,558千円）

（注）1 当社の取締役の報酬は、各取締役の職責及び業績等を考慮して決定するものとしております。その決定方法は、株主総会において決議された報酬等総額の範囲内において、代表取締役が監査役会に意見を求め、その意見を勘案のうえ、取締役会の協議に基づき代表取締役が決定しております。

監査役の報酬は、株主総会において決議された報酬等総額の範囲内において、監査役が協議のうえ決定しております。

2 平成19年12月22日の定時株主総会決議により取締役の報酬限度額は年額170,000千円以内、平成22年12月18日の定時株主総会決議により監査役の報酬限度額は年額40,000千円以内と定められております。

3 上記報酬等の額には、使用人兼務取締役（３名）の使用人分給与を含んでおりません。

4　上記報酬等の額には、当事業年度に費用処理した役員退職慰労引当金の繰入額11,452千円を含んでおります。
5　上記報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度に費用処理した株式報酬費用（取締役５名　350千円）を含んでおります。

③　社外役員に関する事項

イ．社外役員の重要な兼職先と当社との関係

・社外監査役朝日義明氏は、ジーピーシー株式会社代表取締役社長、マクニカ・富士エレ ホールディングス株式会社社外監査役、株式会社ネプロジャパン社外監査役、株式会社カイオム・バイオサイエンス社外監査役であります。なお、当社と上記4社との間には、特別の関係はありません。
・社外監査役岡太彬訓氏は、立教大学名誉教授、国際分類学会連合President electであります。なお、当社と立教大学、国際分類学会連合との間には、特別の関係はありません。

ロ．主な活動状況

・社外監査役朝日義明氏は、当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、企業経営に関する幅広い知識と高い見識に基づき、公正中立的立場から適宜発言を行い、適切な意見を表明しております。
・社外監査役岡太彬訓氏は、当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、これまで培ってきた豊富な経験と統計学の権威者としての知見に基づき適宜発言を行い、適切な意見を表明しております。

ハ．社外取締役を置くことが相当でない理由

・当社は、人材アセスメントサービスを提供する従業員76名（平成27年9月30日現在）の小規模組織であり、迅速な意思決定を重視し、社外取締役の選任は行ってまいりませんでした。しかしながら、法令等の改正やその他の社会情勢等を鑑み、本定時株主総会におきまして、株主参考書類に記載のとおり、社外取締役の選任を提案しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名　　称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

イ．公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項に規定する業務に基づく報酬等の額　29,000千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

ロ．当社が支払うべき金銭等の合計額　29,000千円

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査内容、職務遂行状況及び監査報酬の推移等について確認し、当事業年度の監査項目別監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第１項の同意を行っております。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

3. 業務の適正を確保するための体制

(1) 当社が、取締役会において決議した業務の適正を確保するための体制整備の基本方針は、次のとおりであります。なお、当社は、会社法等の改正施行に伴い、平成27年6月19日開催の取締役会の決議において、「業務の適正を確保するための体制」を改定しております。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業倫理に関する行動指針を定める他、必要に応じ外部の専門家を起用し、法令または定款違反行為を未然に防止する。取締役が他の取締役の法令または定款違反行為を発見した場合は、ただちに取締役会及び監査役に報告する等によりガバナンス体制を強化する。

② 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係わる情報については、文書管理規程に基づき保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、一定期間は閲覧可能な状態を維持することとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関する規程を制定し、その運用をもってリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を図ることにより損失や損害を最小限に止める体制を整える。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を基礎として、取締役及び監査役は社内の重要な会議に出席し、会社の経営状況を常に把握するよう努めなければならない。また、月一回定例で開催する取締役会及び臨時で開催する取締役会においては、経営方針及び経営戦略に関する重要事項について、事前に充分な分析または検討を行うものとする。

ロ．取締役会の決定に基づく業務執行については、関連諸規程において、それぞれの責任者及び執行手続について定め、機動的な執行体制を構築する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．コンプライアンス体制の基礎として、企業倫理に関する行動指針に基づきコンプライアンスに関する規程を定める。常務取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることとする。必要に応じて、各担当部署にて規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。

ロ．取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役並びに社長または常務取締役に報告するものとする。
ハ．社内通報システム及び顧問弁護士を窓口とする社外通報システムを構築し、社内及び社外通報システムを有効に活用することにより、不正行為等の早期発見を図るものとする。
ニ．監査役は、当社のコンプライアンス体制並びに社内及び社外通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに改善策の策定を求めるものとする。

⑥　監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
イ．監査役から求めがある場合、当社使用人から監査役補助者を任命することとする。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとする。
ロ．監査役補助者に対する指示の実効性を確保するため、監査役補助者は監査役に係る業務を優先するものとする。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ．取締役及び使用人は、監査役の求めにより、会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。また、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
ロ．社内及び社外通報システムを構築し、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

⑧　前項の報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
　監査役に対して前項の報告を行ったことを理由として、当該報告者は何ら不利益な取扱いを受けないものとし、その取扱いについて周知徹底を図る。

⑨　監査の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
　監査役の職務執行に関して生じる費用については、監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、所定の手続きにより会社が負担する。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　監査役と内部監査部門が緊密な連携を保つよう努めるとともに、取締役と監査役は積極的に意見交換を行い、適切な意思疎通を図ることにより、監査が実効的に行われることを確保するものとする。

(2)　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記基本方針に掲げた体制を整備するほか、当事業年度におきましては、その基本方針に基づき以下を実施いたしました。

①　取締役会は12回開催され、そのすべてに全取締役並びに全監査役及び顧問弁護士が出席しております。他に取締役会決議があったとみなす書面決議が4回ありました。
②　監査役会は12回開催され、そのすべてに全監査役が出席しており、また、監査役全員が、毎四半期決算ごとの監査法人との情報交換のための面談に出席しております。
③　監査役は、内部監査に係る監査結果報告書を定期的に閲覧するほか、内部監査部門と面談し情報交換を実施いたしました。
④　取締役、常勤監査役、主要なチームリーダー及びグループリーダーで構成される業務連絡会は48回、内部統制員会及びコンプライアンス委員会は12回開催されました。
⑤　主な教育・研修の実施状況としまして、新入社員向けにインサイダー取引防止等のコンプライアンス研修、「個人番号及び特定個人情報取扱規程」を制定するとともに特定個人情報等に関する研修を実施いたしました。

（注）　本事業報告中の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

貸 借 対 照 表

（単位：千円）

科目	当期（平成27年9月30日現在）	（ご参考）前期（平成26年9月30日現在）	科目	当期（平成27年9月30日現在）	（ご参考）前期（平成26年9月30日現在）
資産の部			**負債の部**		
流動資産	**3,048,124**	**3,034,209**	**流動負債**	**430,095**	**310,455**
現金及び預金	2,577,954	2,270,807	買掛金	16,897	7,614
売掛金	399,848	271,294	未払金	42,437	2,790
商品及び製品	18,597	23,159	未払費用	89,892	69,358
仕掛品	738	855	未払法人税等	207,419	184,442
原材料及び貯蔵品	648	819	未払消費税等	67,895	41,659
預け金	—	97,141	預り金	5,553	4,590
有価証券	—	15,314	**固定負債**	**188,325**	**162,674**
未収入金	—	312,870	退職給付引当金	109,902	95,759
前払費用	15,194	13,978	役員退職慰労引当金	58,263	46,810
繰延税金資産	34,737	27,824	長期預り保証金	15,000	15,000
その他	405	144	資産除去債務	5,159	5,105
固定資産	**956,937**	**555,593**	**負債合計**	**618,421**	**473,130**
有形固定資産	**59,274**	**45,084**	**純資産の部**		
建物	59,957	59,957	**株主資本**	**3,378,148**	**3,096,347**
減価償却累計額	△41,070	△37,155	**資本金**	**616,504**	**581,067**
建物（純額）	18,886	22,801	**資本剰余金**	**355,968**	**320,530**
工具、器具及び備品	94,920	67,782	資本準備金	355,968	320,530
減価償却累計額	△54,532	△45,498	**利益剰余金**	**2,405,675**	**2,387,650**
工具、器具及び備品（純額）	40,387	22,283	利益準備金	19,500	19,500
無形固定資産	**51,702**	**64,413**	その他利益剰余金	2,386,175	2,368,149
借地権	726	726	繰越利益剰余金	2,386,175	2,368,149
ソフトウエア	4,269	4,829	**自己株式**	—	**△192,900**
製品マスター	33,384	31,439	**評価・換算差額等**	**878**	**7,751**
製品マスター仮勘定	11,463	25,558	その他有価証券評価差額金	878	7,751
電話加入権	1,859	1,859	**新株予約権**	**7,614**	**12,573**
投資その他の資産	**845,960**	**446,096**	**純資産合計**	**3,386,641**	**3,116,672**
投資有価証券	696,930	299,130			
繰延税金資産	56,185	53,494			
敷金	88,149	88,149			
会員権	3,350	3,350			
長期前払費用	1,145	1,770			
その他	200	200			
資産合計	**4,005,062**	**3,589,803**	**負債及び純資産合計**	**4,005,062**	**3,589,803**

損 益 計 算 書

（単位：千円）

科目	当期 （平成26年10月1日から 平成27年9月30日まで）	（ご参考） 前期 （平成25年10月1日から 平成26年9月30日まで）
売上高	**2,279,185**	**2,076,131**
売上原価	**384,748**	**301,222**
売上総利益	**1,894,436**	**1,774,909**
販売費及び一般管理費	**968,288**	**885,462**
営業利益	**926,148**	**889,447**
営業外収益	**14,959**	**6,730**
受取利息	770	768
受取配当金	1,748	—
投資事業組合運用益	12,042	5,605
雑収入	398	356
営業外費用	**1,400**	**1,547**
為替差損	218	156
支払手数料	494	375
自己株式取得費用	485	964
その他	202	52
経常利益	**939,707**	**894,629**
特別利益	**56**	**14,258**
投資有価証券売却益	—	12,052
貸倒引当金戻入額	—	1,122
資産除去債務取崩益	—	1,082
新株予約権戻入益	56	—
特別損失	**—**	**1,693**
たな卸資産評価損	—	1,693
税引前当期純利益	**939,763**	**907,194**
法人税、住民税及び事業税	356,884	349,977
法人税等調整額	△5,736	1,620
当期純利益	**588,615**	**555,597**

株主資本等変動計算書

当期

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金					
当期首残高	581,067	320,530	19,500	2,368,149	△192,900	3,096,347	7,751	12,573	3,116,672
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	35,437	35,437				70,875			70,875
剰余金の配当				△280,678		△280,678			△280,678
当期純利益				588,615		588,615			588,615
自己株式の取得					△97,011	△97,011			△97,011
自己株式の消却				△289,911	289,911	―			―
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							△6,873	△4,958	△11,832
当期変動額合計	35,437	35,437	―	18,025	192,900	281,801	△6,873	△4,958	269,968
当期末残高	616,504	355,968	19,500	2,386,175	―	3,378,148	878	7,614	3,386,641

株主資本等変動計算書（ご参考）

前期
（平成25年10月１日から
平成26年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金					
当期首残高	581,067	320,530	19,500	2,116,527	△41	3,037,583	3,243	6,162	3,046,989
当期変動額									
剰余金の配当				△303,974		△303,974			△303,974
当期純利益				555,597		555,597			555,597
自己株式の取得					△192,858	△192,858			△192,858
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							4,508	6,411	10,919
当期変動額合計	―	―	―	251,622	△192,858	58,763	4,508	6,411	69,683
当期末残高	581,067	320,530	19,500	2,368,149	△192,900	3,096,347	7,751	12,573	3,116,672

計算書類の記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年11月13日

日本エス・エイチ・エル株式会社
　取 締 役 会　御 中

有限責任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員
業務執行社員　公 認 会 計 士　森　本　泰　行 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公 認 会 計 士　寺　田　　裕 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本エス・エイチ・エル株式会社の平成26年10月１日から平成27年９月30日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年11月19日

日本エス・エイチ・エル株式会社　監査役会

監査役（常勤）	中目図南雄	㊞
監査役（社外）	朝日　義明	㊞
監査役（社外）	岡太　彬訓	㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、株主各位への安定的かつ継続的な利益還元と企業体質の強化等を総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

（1）配当財産の種類

金銭

（2）株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき　52円

配当総額　157,200,108円

（3）剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年12月21日

第２号議案　定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。また、会社法第426条第1項に基づき、社外取締役を含めた取締役が期待される役割を十分に発揮できるように取締役会の決議によって法令の定める範囲内で取締役の損害賠償責任を免除することができる旨、並びに会社法第427条に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任を法令の定める限度に制限する契約を締結できる旨を新設するものであります。なお、当該事項の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。また、取締役会の決議によって監査役在任時の損害賠償責任を法令の定める範囲内で免除することができるよう附則を設けるものであります。

(2) 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

(3) 本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

（下線__は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第１章　総則 第１条～第３条（条文省略）	第１章　総則 第１条～第３条（現行どおり）
（機　関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置くものとする。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人	（機　関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置くものとする。 (1)取締役会 (2)監査等委員会 （削除） (3)会計監査人
第５条～第18条　（条文省略）	第５条～第18条　（現行どおり）

現行定款	変更案
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会 並びに監査等委員会
（取締役の員数） 第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。	（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。
（新設）	2　当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。
（取締役の選任） 第20条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。	（取締役の選任） 第20条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
2　（条文省略） 3　（条文省略）	2　（現行どおり） 3　（現行どおり）
（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（取締役の任期） 第21条　取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2　補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期が満了すべき時までとする。	2　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	3　任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（新設）	4　会社法第329条第３項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

現行定款	変更案
（役付取締役） 第22条　取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	（役付取締役） 第22条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
（代表取締役） 第23条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	（代表取締役） 第23条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。
（取締役会の招集権者及び議長） 第24条　（条文省略）	（取締役会の招集権者及び議長） 第24条　（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第25条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第25条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（新設）	（監査等委員会の招集通知） 第26条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
（新設）	２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（取締役会の決議） 第26条　（条文省略）	（取締役会の決議） 第27条　（現行どおり）

現行定款	変更案
（取締役会の決議の省略） 第27条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた場合はこの限りでない。	（取締役会の決議の省略） 第28条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。
（新設）	（取締役への委任） 第29条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（取締役会の議事録） 第28条　取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。 ２　（条文省略）	（取締役会の議事録） 第30条　取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。 ２　（現行どおり）
（取締役会規程） 第29条　（条文省略）	（取締役会規程） 第31条　（現行どおり）
（新設）	（監査等委員会規程） 第32条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款の他、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
（報酬等） 第30条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第33条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

現行定款	変更案
（新設）	（取締役の責任免除） 第34条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第１項の取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
（新設）	２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める最低限度額とする。
第５章　監査役及び監査役会 （監査役の員数） 第31条　当会社の監査役は４名以内とする。	（削除） （削除）
（監査役の選任） 第32条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除） （削除）
（監査役の任期） 第33条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了すべき時までとする。	（削除） （削除）
（常勤の監査役） 第34条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削除）

現行定款	変更案
（監査役会の招集通知） 第35条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（削除） （削除）
（監査役会の決議） 第36条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。	（削除）
（監査役会の議事録） 第37条　監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。 ２　監査役会の議事録は、監査役会の日から10年間本店に備え置く。	（削除） （削除）
（監査役会規程） 第38条　監査役会に関する事項は、法令または本定款の他、監査役会において定める監査役会規程による。	（削除）
（報酬等） 第39条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
第６章　計算 第40条～第43条　（条文省略）	第５章　計算 第35条～第38条（現行どおり）
（新設）	附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 当会社は、第29期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第３号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）６名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、取締役全員（６名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。）６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
1	奈良（ナラ）　学（マナブ） （昭和33年１月21日生）	昭和56年４月　株式会社毎日コミュニケーションズ （現　株式会社マイナビ）　入社 平成17年12月　同社　常務取締役　新事業準備室長 平成19年12月　当社　代表取締役副社長 平成20年４月　当社　代表取締役社長　（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社マイナビ非常勤取締役	7,000株
2	三條（サンジョウ）　正樹（マサキ） （昭和44年３月11日生）	平成４年４月　株式会社データ通信システム （現　株式会社DTS）　入社 平成９年４月　当社　入社 平成13年12月　当社　取締役　ITチームリーダー 平成16年11月　当社　営業担当常務取締役 平成21年４月　当社　開発担当常務取締役　（現任）	12,100株
3	中村（ナカムラ）　直浩（ナオヒロ） （昭和35年12月30日生）	昭和59年12月　公認会計士事務所　入所 平成２年６月　ティーディーケー株式会社 （現　TDK株式会社）　入社 平成５年９月　当社　入社 平成13年12月　当社　取締役　管理チームリーダー 平成18年１月　当社　管理担当常務取締役　（現任）	22,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
4	清田（キヨタ） 茂（シゲル） (昭和44年12月９日生)	平成５年10月　当社　入社 平成14年12月　当社　取締役　大阪営業チームリーダー 平成20年４月　当社　取締役　新規営業準備室長 平成20年10月　当社　取締役　中野営業チームリーダー 平成21年４月　当社　取締役　HRコンサルティングチーム１リーダー（現任）	18,100株
5	神田（カンダ） 貴彦（タカヒコ） (昭和32年12月11日生)	昭和57年３月　株式会社神田　入社 昭和62年６月　株式会社毎日コミュニケーションズ（現　株式会社マイナビ）　入社 平成20年１月　Mainichi Communications USA Inc.（現　Mynavi USA Corporation）社長 平成20年12月　当社　取締役 平成21年１月　当社　取締役　大阪営業チームリーダー 平成21年４月　当社　取締役　大阪HRコンサルティングチームリーダー 平成27年10月　当社　取締役　HRコンサルティングチーム３リーダー（現任）	4,600株
6	縄間（ナワマ） 重之（シゲユキ） (昭和41年９月22日生)	平成２年４月　株式会社毎日コミュニケーションズ（現　株式会社マイナビ）　入社 平成16年４月　同社　就職情報事業本部　企画運営部部長 平成21年１月　同社　就職情報事業本部　企画運営統括部部長 平成25年４月　当社　出向 平成25年12月　当社　取締役　HRコンサルティングチーム２リーダー（現任）	―株

（注）　各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
1	（ナカノメ　ツナオ） 中目　図南雄 （昭和17年７月20日生）	昭和42年４月　大和証券株式会社入社 平成12年４月　当社　入社 平成12年９月　当社　監査役　（現任）	1,400株
2	（アサヒ　ヨシアキ） 朝日　義明 （昭和30年２月18日生）	昭和52年４月　東京証券取引所 （現　株式会社日本取引所グループ）入所 昭和58年４月　日本合同ファイナンス株式会社 （現　株式会社ジャフコ）入社 平成５年７月　ジーピーシー株式会社設立 代表取締役社長（現任） 平成10年12月　当社　監査役（現任） （重要な兼職の状況） ジーピーシー株式会社代表取締役社長 マクニカ・富士エレ ホールディングス株式会社社外監査役 株式会社エヌジェイホールディングス社外監査役 株式会社カイオム・バイオサイエンス社外監査役	1,600株
3	（オカダ　アキノリ） 岡太　彬訓 （昭和18年９月25日生）	昭和56年４月　立教大学社会学部教授 平成14年12月　当社　監査役（現任） （重要な兼職の状況） 立教大学名誉教授 国際分類学会連合President elect	1,100株

（注）１．朝日　義明、岡太　彬訓の両氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
２．朝日　義明氏は、企業経営に関する幅広い知識と高い見識を有しており、公正中立的立場から取締役の監視、提言・助言を行っていただく観点から、社外取締役として選任をお願いするものであります。
３．岡太　彬訓氏は、これまで培ってきた豊富な経験と統計学の権威者としての知見を有しており、それらの見識を当社の監査・監督に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
４．中目　図南雄氏は、証券会社での企業調査の経験があり、また朝日　義明氏は、東京証券取引所での上場審査業務の経験を持ち、かつ、企業の代表取締役であるため、両氏ともに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

５．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
６．各候補者の選任が承認された場合、第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、当社は各候補者との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
７．朝日　義明氏の重要な兼職先である株式会社エヌジェイホールディングスは、株式会社ネプロジャパンが平成27年12月１日に社名変更したものであります。

第５号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成19年12月22日開催の第21期定時株主総会において年額170,000千円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めに替えて、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額170,000千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。第３号議案が原案どおりに承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は６名となります。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社の監査役の報酬額は、平成22年12月18日開催の第24期定時株主総会において年額40,000千円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、年額40,000千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。第４号議案が原案どおりに承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

以上

メ モ 欄

メ モ 欄

定時株主総会会場ご案内図

会　場：東京都中野区中野四丁目１番１号
中野サンプラザ13階　コスモルーム
連絡先：03（3388）1151（代表）

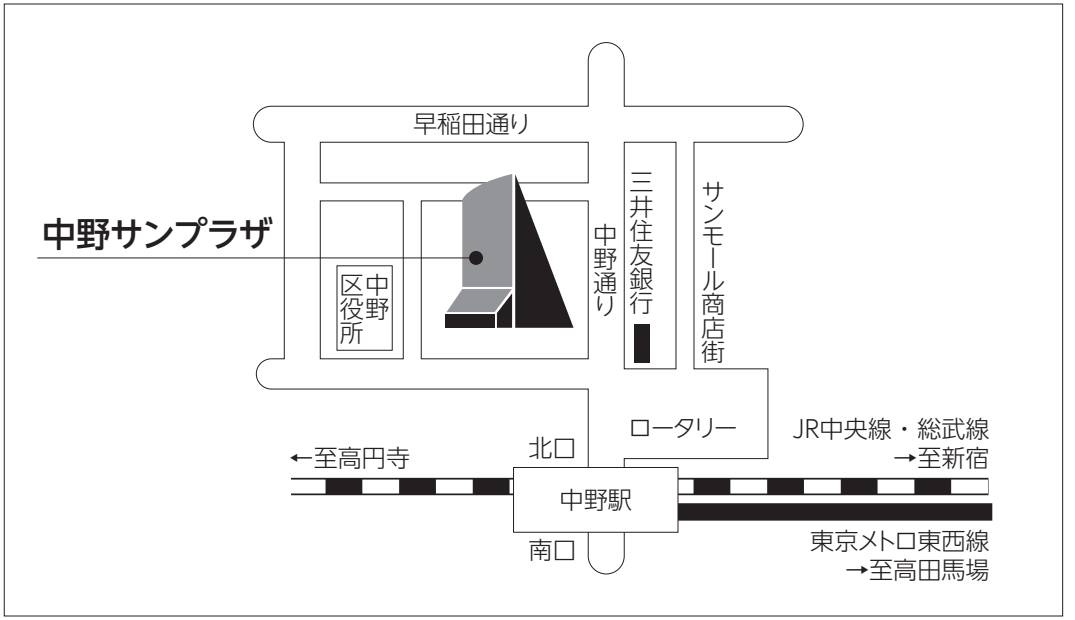

○中野駅（JR中央線・総武線・地下鉄東西線）北口より徒歩約１分
○お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

FSC
www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C022915

VEGETABLE OIL INK